

請負契約書

工事番号 第 号

1. 工事名

2. 工事場所 地内

3. 工期 契約の翌日から 令和 年 月 日 まで

4. 引渡しの時期 検査に合格した旨の通知を受けた日から7日以内

5. 請負代金額 ￥ -

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

￥ -

6. 契約保証金 免除

上記の工事について、発注者と受注者は、次の条項によって請負契約を締結した。

(工事内容)

第1条 頭書の請負代金をもって頭書の履行期限までに、頭書の請負工事を完成しなければならない。

(完成期限の遅滞)

第2条 受注者は、その責に帰する理由により完成期限までに履行しなかった場合は東北町財務規則に定めるところにより違約金を発注者に納付しなければならない。
ただし、発注者において特別の事由があると認めるときは、この限りではない。

(検査)

第3条 受注者は請負工事が完成したときは、発注者に通知し、完成検査を受けなければならない。

2 前項の検査に合格しなかったときは、受注者は発注者の指示によりすみやかに完成させなければならない。

(請負代金の支払)

第4条 受注者は、検査に合格し、引渡しをしたときは、請負代金の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から40日以内に請負代金の支払をしなければならない。

(契約の解除)

第5条 発注者は受注者がその責に帰する理由により、契約を履行しなかった場合、または契約履行の見込みがないことが明らかに認められる場合は、この契約を解除することができる。

(その他)

第6条 この契約書に定めのない事項については、東北町財務規則に定めるところによる。

この契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者

東北町長 ○ ○ ○ ○

印

受注者

住所

氏名

委託契約書

業務番号 第 号

1. 業務名

2. 業務場所

3. 履行期限 令和 年 月 日

4. 委託料 ￥ -

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

￥ -

5. 契約保証金 免除

上記の業務について、発注者と受注者は、次の条項によって委託契約を締結した。

(業務内容)

第1条 頭書の委託料をもって頭書の期限までに、頭書の業務を完成しなければならない。

(履行期限の遅滞)

第2条 受注者は、その責に帰する理由により履行期限までに履行しなかった場合は東北町財務規則に定めるところにより違約金を発注者に納付しなければならない。
ただし、発注者において特別の事由があると認めるときは、この限りではない。

(検査)

第3条 受注者は業務が完成したときは、発注者に通知し、完成検査を受けなければならない。

2 前項の検査に合格しなかったときは、受注者は発注者の指示によりすみやかに完成させなければならない。

(引渡し)

第4条 受注者は前条の検査に合格した場合は、直ちに当該成果物の引渡しをしなければならない。

(委託料の支払)

第5条 受注者は、検査に合格し、引渡しをしたときは、委託料の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から30日以内に委託料の支払をしなければならない。

(契約の解除)

第6条 発注者は受注者がその責に帰する理由により、契約を履行しなかった場合、または契約履行の見込みがないことが明らかに認められる場合は、この契約を解除することができる。

(個人情報の保護)

第7条 受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(その他)

第8条 この契約書に定めのない事項については、東北町財務規則に定めるところによる。

この契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者

東北町長 ○ ○ ○ ○

印

受注者

住所

氏名